

## 6. 届出制度

### 6-1 届出制度

都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条の規定により、都市機能誘導区域・居住誘導区域外において、以下の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合、行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要になります。

#### (1) 都市機能誘導区域外で届出対象となるもの

##### 1) 開発行為

- ① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

##### 2) 建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### (2) 居住誘導区域外で届出対象となるもの

##### 1) 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う行為

##### 2) 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合



#### (3) 届出に対する対応

上記のような届出が出された際、届出内容が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導、居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、届出をした者に対して、誘導施設、住宅等の立地等について勧告をすることがあります。また、その場合において、各区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。